

**月新水道企業団指定給水装置工事事業者
新規申請のご案内**

給水装置工事事業者の指定を受けるには、以下のとおりの手続きが必要です。

《提出書類》

		個人	法人	
「指定給水装置工事事業者指定申請書」(様式第1)		○	○	表面と裏面がありますので両面とも記入してください。
「機械器具調書」(別表)		○	○	
添 付 書 類	「誓約書」(様式第2)	○	○	
	「住民票」の写し	○	—	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
	「定款」の写し	—	○	直近のものを添付してください。
	「登記簿謄本」又は「記載事項証明書」	—	○	発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。
「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」(様式第3)		○	○	選任される方の氏名・免状番号を確認できるものが必要になります。

《指定申請手数料》

・ 5,000円

(指定申請時または後日指定口座へ振込にてお支払い願います。)

《申請場所》

〒061-0592

樺戸郡月形町1219番地

月新水道企業団

電話 0126-53-2365

【申請書類の記入方法・指定基準】

- ① 申請書及び各調書類は、記載例に基づき記入願います。
- ② 給水装置工事主任技術者については、「指定を受けた日から2週間以内」に選任届を提出することとされておりますが（水道法施行規則第21条第1項）、当企業団では指定申請時に提出していただきますので、ご理解願います。
- ③ 「機械器具調書」については、厚生労働省令で定められた機械器具を、各種類ごとに必ず1つ以上記入してください。
- ④ 「誓約書」は次のいずれにも該当しない者であることが条件です。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 月新水道企業団指定給水装置工事事業者規程により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ホ 給水装置工事に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人であって、その役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの
- ⑤ 指定基準は全国統一です。